阿南市人事行政の運営等の状況の公表について

阿南市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定 に基づき、平成25年度の職員の任用、勤務条件等の状況を市民の 皆さんにお知らせいたします。

> 平成26年10月 1日 阿南市長 岩浅 嘉仁

1. 任免及び職員数に関する状況

◇職員数	め状況
------	-----

(単位:人)

*** *** * * * * * * * * * * * * * * *			
部局	平成24年4月1日	平成25年4月1日	増 減
市長	585	582	△ 3
議会	6	6	0
選挙管理委員会	3	3	0
監査委員	2	2	0
農業委員会	6	6	0
教育委員会	156	152	△ 4
水道事業	24	22	△ 2
消防	102	103	1
計	884	876	Δ8

◇職名別職員数の状況

(単位:人)

'4	<u>戦石別戦貝数のか</u>	(単位:人)		
	区分	平成24年4月1日	平成25年4月1日	増 減
	一般行政職	412	415	3
	税務職	36	36	0
	医師·歯科医師職	1	0	Δ1
	看護•保健職	24	23	△ 1
	福祉職	138	135	△ 3
	企 業 職	24	22	△ 2
	技能労務職	117	113	△ 4
	幼稚園教育職	30	28	△ 2
	特定任期付職員	0	1	1
	消防職	102	103	1
	計	884	876	Δ 8

◇職種別職員数の状況

(単位:人)

区分	平成24年4月1日	平成25年4月1日	増減
事務吏員	383	385	2
技 術 吏 員	76	75	Δ1
保育士	138	135	△ 3
幼稚園教諭	30	28	△ 2
保 健 師	17	17	0
看 護 師	7	6	Δ1
栄 養 士	3	3	0
図書館司書	10	9	Δ1
運 転 技 師	29	29	0
保育所用務員	3	3	0
学校用務員	19	19	0
庁 務 員	8	8	0
保育所給食調理員	17	16	Δ1
学校給食調理員	32	30	△ 2
技 能 員	3	3	0
作業員	6	6	0
医 師	1	0	Δ1
弁 護 士	0	1	1
消 防 吏 員	102	103	1
計	884	876	Δ8

◆年齢別職員数の状況 (平成25年4月1日現在) 年齢 18·19歳 20·21歳 22·23歳 24·25歳 26·27歳 28·29歳 30·31歳 32·33歳 34·35歳

		(単位:人)	
歳	36•37歳	38•39歳	
12	17	23	
19	24	21	
31	41	44	
歳	58•59歳	60~64歳	

区分	10 10/195	ZO ZIMS	ZZ ZOMS	2 1 20 //jst	20 27 mg	ZO ZOMS.	00 01///90	02 00 //jsc	01 00/190	OO OT MISC	00 00 njs.
男	4	5	15	25	14	17	19	24	12	17	23
女	1	5	16	12	18	12	18	17	19	24	21
計	5	10	31	37	32	29	37	41	31	41	44
年齢 区分	40•41歳	42•43歳	44•45歳	46•47歳	48•49歳	50•51歳	52•53歳	54•55歳	56•57歳	58•59歳	60~64歳
男	28	26	23	20	30	25	19	33	44	44	0
女	33	28	31	25	18	14	22	26	30	19	
計	61	54	54	45	48	39	41	59	74	63	0
区分	āΤ										
	男女計 年齢 年齢	男 4 女 1 計 5 年齡 40·41歳 男 28 女 33 計 61 区分 計	男 4 5 女 1 5 計 5 10 年齢 40·41歳 42·43歳 男 28 26 女 33 28 計 61 54 区分 計	男 4 5 15 女 1 5 16 計 5 10 31 年齡 40·41歳 42·43歳 44·45歳 男 28 26 23 女 33 28 31 計 61 54 54 区分 計	男 4 5 15 25 女 1 5 16 12 計 5 10 31 37 年齢 40·41歳 42·43歳 44·45歳 46·47歳 男 28 26 23 20 女 33 28 31 25 計 61 54 54 45 区分 計	男 4 5 15 25 14 女 1 5 16 12 18 計 5 10 31 37 32 年齢 40·41歳 42·43歳 44·45歳 46·47歳 48·49歳 男 28 26 23 20 30 女 33 28 31 25 18 計 61 54 54 45 48	男 4 5 15 25 14 17 女 1 5 16 12 18 12 計 5 10 31 37 32 29 年齢 40·41歳 42·43歳 44·45歳 46·47歳 48·49歳 50·51歳 男 28 26 23 20 30 25 女 33 28 31 25 18 14 計 61 54 54 45 48 39 区分 計	男 4 5 15 25 14 17 19 女 1 5 16 12 18 12 18 計 5 10 31 37 32 29 37 年齢 40·41歳 42·43歳 44·45歳 46·47歳 48·49歳 50·51歳 52·53歳 男 28 26 23 20 30 25 19 女 33 28 31 25 18 14 22 計 61 54 54 45 48 39 41 区分 計	男 4 5 15 25 14 17 19 24 女 1 5 16 12 18 12 18 17 計 5 10 31 37 32 29 37 41 平飾 40·41歳 42·43歳 44·45歳 46·47歳 48·49歳 50·51歳 52·53歳 54·55歳 男 28 26 23 20 30 25 19 33 女 33 28 31 25 18 14 22 26 計 61 54 54 45 48 39 41 59 年齢 計	男 4 5 15 25 14 17 19 24 12 女 1 5 16 12 18 12 18 17 19 計 5 10 31 37 32 29 37 41 31 年齢 40·41歳 42·43歳 44·45歳 46·47歳 48·49歳 50·51歳 52·53歳 54·55歳 56·57歳 男 28 26 23 20 30 25 19 33 44 女 33 28 31 25 18 14 22 26 30 計 61 54 54 45 48 39 41 59 74 医分	男 4 5 15 25 14 17 19 24 12 17 女 1 5 16 12 18 12 18 17 19 24 計 5 10 31 37 32 29 37 41 31 41 年齢 40·41歳 42·43歳 44·45歳 46·47歳 48·49歳 50·51歳 52·53歳 54·55歳 56·57歳 58·59歳 男 28 26 23 20 30 25 19 33 44 44 女 33 28 31 25 18 14 22 26 30 19 計 61 54 54 45 48 39 41 59 74 63 医分

◇競争試験の実施及び採用者の状況(平成25年度)

(単位:人)

元 子 武宗 ひ 天 心 久	(十位・八)				
職種	第一次試験		第二次	マ試験	平成26年4月1日
11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	採用者数
上級行政事務	178	30	27	11	11
初級行政事務	68	14	14	5	5
上級土木技術	9	5	5	2	2
初級土木技術	7	4	4	1	1
保育士	60	30	25	10	10
幼稚園教諭	12	5	5	4	4
保育所給食調理	8	4	4	1	1
学校給食調理	16	7	7	2	2
運転技師	11	4	4	1	1
上級消防	21	12	10	4	4
初級消防	19	7	7	2	2
計	409	122	112	43	43

2. 給与の状況

◇職員の平均給料月額及び平均年齢の状況(平成25年4月1日現在)

区 分	人数(人)	平均給料月額(円)	
一般会計	816	320,242	43.01歳
特別会計	59	305,208	40.02歳
計	875	319,228	43.00歳

[※]警察職員は除く。

◇職員の初任給の状況(平成25年度)

区	金 額	
	大学卒	172,200 円
一般行政職	短大卒	149,800 円
	高校卒	140,100 円
医師	博士課程終了	323,600 円
조 배	医大卒	247,600 円
技能労務職	高校卒	137,200 円
1又形2刀 4为4或	中学卒	129,200 円

◇職員手当の状況(平成25年4月1日現在)

	平成25年4月1日現在) 	+ 40 45	十400世 早 米4 / 1)
手当名	支給要件等	支給額	支給職員数(人)
	扶 配偶者 子等配偶者以外の扶養親族	13,000円 1人につき6,500円	
扶養手当	我 配偶者のいない職員の扶養親族1人目	17人に 220,300 円	358
	旅 満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子	1人につき5,000 円を加算	
		給料月額+扶養手当+管理	
地域手当	民間賃金の高い地域に勤務する職員に支給	職手当×支給率(18%)	1
	- 管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その	給料月額×支給率	
管理職手当	特殊性に基き支給	(支給率9%~14%)	113
	借 月額23,000円以下の家賃	家賃の月額から12,000円を 控除した額	
住居手当	間 月額23,000円を超える家賃	家賃の月額から23,000円を 控除した額の2分の1に 11,000円を加算した額	120
	交通 通勤のため交通機関を利用し、かつ、その運機 賃を負担することを常例とする職員に支給	1か月の通勤に要する運賃 相当額―100円	
通勤手当	文 通 通勤のため自動車等交通用具を利用すること	片道距離×2×13円×22+ 1,000円	795
	用 を常例とする職員に支給	(消防交替勤務者) 片道距離×2×13円×12+ 1,000円	
単身赴任手当	官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に 伴い、住居を移転しやむを得ない事情により、同居し ていた配偶者と別居することとなった職員で当該異 動又は官署の移転の直前の住居から当該異動又は 官署の移転の直後に在勤する官署に通勤すること が通勤距離等を考慮して困難であると認められるも ののうち、単身で生活することを常況とする職員に支 給	23,000 円	3
特殊勤務手当	職員の勤務が著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、その勤務した 実績に応じて支給	16種類 33支給区分 日額含む 14,800円	132
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務を命ぜられた職員に 支給	1時間当たりの給与額×支 給率×勤務時間 (支給率0.25~1.75)	590
休日勤務手当	祝日法による休日及び年末年始の休日等に勤務 することを命ぜられた職員に支給	1時間当たりの給与額×支 給率×勤務時間 (支給率1.35~1.75)	96
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前 5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支 給	1時間当たりの給与額× 0.25×勤務時間	0
管理職員特別 勤務手 当	管理又は監督の地位にある職員が、週休日又は 休日等における勤務に対して支給	役職に応じて 2,000~13,500円	50
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給	4,200 円	_
期末手当	基準日(6月1日、12月1日)に在職する職員に支給 一般職員6月期 一般職員12月期 特定管理職員(部長級)6月期 特定管理職員(部長級)12月期	期末手当基礎額×1.225月分期末手当基礎額×1.375月分期末手当基礎額×1.025月分期末手当基礎額×1.175月分期末手当基礎額×1.175月分	875
勤勉手当	基準日(6月1日、12月1日)に在職する職員に支給 一般職員 特定管理職員(部長級)	勤勉手当基礎額×0.675月分 勤勉手当基礎額×0.875月分	870

退職手当	自己都合	勤続20年 勤続25年 勤続35年	23.03月分 32.83月分 46.55月分 (最高限度額55.86月分)	_
区 城于ヨ	勧奨・定り	勤続20年 勤続25年 勤続35年	28.7875月分38.9550月分55.86月分	_
	年		(最高限度額55.86月分)	

[※] 退職手当につきましては、徳島県市町村総合事務組合に事務委任をしています。

◇特別職の報酬月額等の状況(平成25年度)

37331120 T T T T T T T T T T T T T T T T T T T	C 13 14 N 11/20 (1 1/20-	· 1 /2/	
区分	月額	期末手当支給割合	備考
市長	909,000 円		
副市長	724,000 円	6月期	
教 育 長	652,000 円	1.40月分	
政策監	350,000 円		
議長	482,000 円	12月期	
副議長	428,000 円	1.55月分	
議員	399,000 円		

◇ラスパイレス指数の状況

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
+15 米/-	07.6	105.8	106.0
指 数	97.6	(97.7)	(97.9)

※平成25年7月1日〜給与減額措置により 指数は100.0となりました。

※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の、阿南市の給与水準を指数で表したものです。 (平成25年度下段は国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置がないとした場合の値です。)

3. 勤務時間その他の勤務条件の状況

◇勤務時間

-	23 123 F 3 1F1	
	勤務を要する日	毎週月曜日から金曜日までの週5日間
	動物で安りるロ	(国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までを除きます)
	1日の勤務時間	8時30分から17時15分までの7時間45分
	1週間当たりの勤務時間	38時間45分

◇休暇制度の概要(平成25年度)

種類	内容	休暇日数等
丰次有給休暇		1年に20日
<i>-</i>	公務上の負傷又は疾病及び通勤による負傷又は疾 病	その療養に必要と認める期間
病気休暇	上記以外の負傷又は疾病	連続して90日を超えない範囲内でその療養に 必要と認める期間
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による交通の制限又は遮断	その都度必要と認める期間
	風水震火災その他の非常災害による交通遮断	その都度必要と認める期間
	風水震火災その他の天災地変により職員の現住居が滅失又は損壊し、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難をしているとき。	1週間を超えない範囲内において、その都度が要と認める期間
	同一世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が 著しく不足し、当該職員以外には確保する者がいないとき。	
	交通機関の事故等不可抗力による事故の場合	その都度必要と認める期間
	風水震火災その他の天災地変により職員が退勤途 上における身体の危険を回避するため勤務しないこ とがやむを得ないと認められる場合。	その都度必要と認められる期間
	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼 び出しに応ずる場合	その都度必要と認める期間
	骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血管細胞移植のための末梢血管細胞の提供希望者として、登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血管細胞移植のため末梢血管細胞を提供する場合で、申出又は提供に伴い必要な検査、入院を行う場合。	その都度必要と認める期間
	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認める期間
	所轄庁の事務又は事業の運営上の必要に基づく事 務又は事業の全部又は一部を停止された場合	その都度必要と認める期間
	通信教育における面接授業を受ける場合	その都度必要と認める期間(1年につき20日)
	国民体育大会、青年大会に参加する場合 婚姻の場合	その都度必要と認める期間 7日を超えない範囲内において、その都度必要と認める期間
特別休暇	妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の 程度が母体の健康維持に重大な支障を与えると認 められる場合	正規の勤務時間の始め又は終りにつき、1日 通じ1時間を超えない範囲内でおのおの必要 認める時間
1寸八小 四年	妊娠中に母子保健法に規定する保健指導又は健康	妊娠23週まで 4週間に1回
	診査を受ける場合	妊娠24週~35週まで 2週間に1回
	 妊娠障害のため勤務することが著しく困難な場合	妊娠36週~出産まで 1週間に1回 当該妊娠の期間中において5日を超えない範
	妊娠障害の7:80到務9 ることが者しく困難な場合 8週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内に出産予定	当該妊娠の期間中において5日を超えない 内において、その都度必要と認める日
	の女子職員が申し出た場合	
	女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日まで 期間
	職員の配偶者が出産する場合	2日
	女子職員が生理日に勤務することが著しく困難な場合	その都度必要と認める期間
	職員が生後満1年に達しない生児を保育する場合	1日2回 1回60分
	父母、子及び配偶者の祭日 忌引	1日 親族により1日から10日の範囲内で必要と認 る期間
	職員が心身のリフレッシュを図るため勤務しないこと が相当であると認められる場合	採用された日の翌日から起算して9年、14年、 19年、24年、29年、34年を経過する日の属す
		年において、連続する5日の範囲内の期間

	中学校就学前の子の看護のため勤務しないことが 相当であると認められる場合(負傷し、若しくは疾病 にかかった子の世話又は疾病の予防のための予防 接種又は健康診断を受けさせる場合)	一の年において5日の範囲内の期間 (養育する子が2人以上の場合にあっては、10 日の範囲内の期間)
	子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育	出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内における5日の範囲内の期間
	配偶者、父母、子等で負傷、疾病、老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護その他の世話を行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日の範囲内の期間 (要介護者が2人以上の場合にあっては、10日 の範囲内の期間)
介護休暇 (無 給)		介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内で必要と認める期間

◇年次有給休暇の取得状況(平成25年1月1日~12月31日)

	総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	消化率(%)
I	18,097.0	5,126.3	472	10.9	28.3

[※]対象職員は市長部局の一般職員です。

◇育児休業の取得状況(平成25年度)

	男性(人)	女性(人)
この期間中に新たに育児休業が可能となった職員	8	14
新たに育児休業を取得した者	0	12
前年度から引き続いている者	0	23

◇ その他休業の取得状況(平成25年度)

育児休業部分休業	2
高齢者部分休業	T-*
自己啓発等休業	平成25年度は 未制定
配偶者同行休業	الم الراباء

◇介護休暇の取得状況(平成25年度)

	男性(人)	女性(人)
新たに介護休暇を取得した者	0	1
前年度から引き続いている者	0	1

4. 分限及び懲戒処分の状況

◇分限処分及び懲戒処分者数(平成25年度)

			774 1 7247				
Ą	処分の種類	該当者数(人)	処	分	事	由	
分	降 給	0					
限	休 職	8	心身の故障等				
処	降 任	0					
分	免 職	0					
懲	戒 告	0					
戒	減 給	0					
処	停職	0					
分	免職	0					

5. 研修及び勤務成績の評定の状況 ◇研修実施状況(平成25年度)

<u> </u>	<u> </u>		
	講座数	研 修 名	参加者数(人)
		新規採用職員研修(延2回)	55
		人事評価制度研修(延5日)	409
		クレーマー対応研修	329
		情報セキュリティ研修	454
		庶務担当者研修	61
		環境行政研修	25
白十四枚	10=# 応	情報リテラシー研修	159
自主研修	19講座	労働安全衛生研修	74
		職員コンプライアンス研修	1,065
		法制執務研修	22
		接遇研修	974
		ファイリングシステム研修	32
		業務改善研修	21
		法令講座	83
		市町村新規採用職員研修(前期・後期)	48
		市町村係長研修	58
		市町村課長補佐研修	62
		市町村職員研修I	21
県自治研修センター	61講座	市町村職員研修Ⅱ	58
		市町村課長級研修	30
		パソコン研修	53
		契約事務・法制執務	23
		各種講座	48
		住民税課税事務	1
国際サルマナデュ	4 ≣# ritr	固定資産税課税事務	1
国際文化アカデミー	4講座	女性リーダーのためのマネジメント講座	1
		地域保健と住民の健康増進	1
人権問題研修	9講座	人権教育·啓発市民講座、夏期職員人権問題	1 //55
八惟问起听修	3冊座	研修ほか	1,455

6. 福祉及び利益の保護の状況

◇勤務条件に関する措置要求の状況(平成25年度)

勤務条件に関する措置要求 0

◇不利益処分に関する不服申立ての状況(平成25年度) 「不利益処分に関する不服申立て 0件

◇健康診断の状況(平成25年度)

ᄣ		1 7%20 十 7文 /		
	項目	委託先	検 査 項 目	受診者数(人)
	職員定期健康診断	財徳島県総合検 診センター	基本検診、胸部X線、胃X線、血液検査、心電図検査	328
	人間ドック	病院		415
	脳ドック	病院	_	30

◇公務災害の状況(平成25年度)

公務災害(件数)	通勤災害(件数)	
3件	0件	

※公務災害補償制度の概要

地方公務員が公務上の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。)又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、必要な福祉事業を行うことにより、被災職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的としています。

補償の実施は、「地方公務員災害補償基金」が行います。

◇福利厚生制度

福利厚生制度は、阿南市職員共済会を設置し、給付やレクリェーション事業を実施しています。経費の財源は、職員の会費と市からの交付金を充当しています。

◎交付金

平成25年度決算額	4,976,480 円	
平成26年度予算額	6,309,000 円	会員数 865人(平成26年4月1日現在)